2023-10-10　第４回改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会

○小野課長補佐　定刻となりましたので、ただいまより第４回「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」を開催いたします。

　構成員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

　本検討会は、オンライン併用ですので、一部の構成員はオンラインでの参加となっております。なお、ペーパーレス化の取組として、資料は原則としてタブレットで御覧いただきたく存じますが、操作等で御不明点や紙による資料の希望等がございましたら、適宜事務局までお申しつけください。

　また、本日の会議は、あらかじめ傍聴を希望された方を対象に、音声及び手話通訳の配信を行っておりますので、御発言の際は、マイクを近づけていただいた上で、お名前を名乗って、できるだけ大きな声で発言いただき、発言時はマイクを使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

　傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御案内しています「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

　続きまして、本日の構成員の出席状況について、御報告いたします。会場での御出席が、遠藤構成員、越智構成員、尾上構成員、掛江構成員、亀岡構成員、清水構成員、永山構成員、三浦構成員となります。なお、永山構成員は遅れての御参加と伺っております。オンラインでの御出席が、阿部構成員、石原構成員、釜萢構成員、坂元構成員、櫻田構成員、德田構成員、中澤構成員、藤田構成員、増田構成員です。なお、石原構成員、德田構成員は遅れての御参加と伺っております。また、國分構成員の代理として、福島県保健福祉部玉川次長に御出席いただいております。

　次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

　議事次第に記載のとおり、資料を用意しておりますが、過不足等がありましたら、事務局にお申しつけください。

　それでは、この後の進行は玉井座長にお願いしたいと思います。

　なお、頭撮りの撮影はここまでとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

（カメラ退室）

○玉井座長　玉井でございます。本日も、よろしくお願いいたします。

　前回は酷暑だというお話をしたのですが、昨日、一昨日辺りは、夏がけだけではもう寒いという状態で、もうどういう天候なのかと。そういう中、ようやく本検討会もここまでたどり着きました。

　本日は、次第の２「取りまとめに向けた議論」を議題と考えております。

　前回検討会から本日までの間に、取りまとめ案について事務局で調整をしていただいております。まず、事務局より資料１～３の御説明をお願いいたします。

○竹中課長補佐　事務局の竹中でございます。

　資料の説明をさせていただきます。

　取りまとめの案について、前回の議論や前回の検討会後の御指摘を踏まえて、資料１のとおり、修正しております。また、資料２で、前回検討会でお出しした取りまとめ文書素案からの修正履歴を記載しております。これからの説明では、資料２で、前回からの主な修正点を御説明させていただきたいと思います。なお、表現の適正化等については、説明を割愛させていただきたいと思います。

　それでは、資料２の２ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらの26行目であります。ここで修正履歴を入れていますが、「パブリックコメント等を経た上で、基本的には」、本取りまとめの内容に沿ってもろもろ策定されることが求められると記載しております。こちらについては、第１回検討会の資料５でも記載させていただきましたが、この検討会で取りまとまりましたら、その後、すぐに政省令や指針が完成するものではないということを明記しているものでございます。30行目を御覧いただきたいと思いますが、これの後ろのほう、「旅館業の施設が誰もが気持ちよく過ごせる場となり」という文言を追記しております。これはもともとの改正の趣旨をより明確に打ち出したほうがよいだろうという御指摘もありましたので、入れております。

　続いて、４ページ目を御覧いただきたいと思います。７行目でございますが、前回、國分構成員代理から御指摘をいただきまして、後ろのほう、「厚生労働省においては、省内外の関係部局の連携の下で、都道府県等に対し関係者間の連携を図るよう通知等で促すことが適当である」という点を追記しています。

　続いて、９ページ目を御覧いただきたいと思います。８行目の辺りですが、研修ツールについての記載でありまして、「一定の時間を要するものであるとの前提の下で」という記載で、「その作成等」というのは研修ツールの作成等という意味合いでございます。「等」と追記しておりますのは、必ずしも新規作成ではなく、既存資料の改訂なども考えられるということで記載しています。続いて、９行目でございますが、後ろのほうで追記していますのは「接遇研修プログラム」でございます。こちらは、前回、尾上構成員の御発言がありましたので、それを入れております。また、その後ろに「営業者、患者等団体や障害者団体等の協力を得て」ということで「営業者」を追記しておりますが、こちらは前回の阿部構成員の御発言を踏まえたものでございます。

　続いて、10ページ目を御覧ください。５行目の辺りです。ここは、自治体の相談窓口への問い合わせ方法について記載したものでございます。読み上げますと、「電話やFAXだけでなく、電話リレーサービスやメール等でも問い合わせを行うことができるようにすること」としていまして、SNSは前回と同様に「望ましいこと」と記載しております。こちらは、前回の検討会の中で阿部構成員と尾上構成員から御指摘いただいたところでございました。続いて、17行目を御覧いただきたいと思いますが、まず、読み上げますと、「厚生労働省においては、旅館業の施設内に掲示できる相談窓口一覧の資料を用意する」と書いております。ここは、尾上構成員から、前回検討会後にいただいた指摘を踏まえたものでございます。続いて、18行目、國分構成員代理から前回いただいた指摘を踏まえまして、読み上げますと、「相談窓口において適切に応対できるように相談窓口の支援を行う」としております。

　続いて、12ページ目を御覧ください。23行目でありますが、見直し検討の部分でございます。前回掛江構成員と遠藤構成員から御指摘いただいたことを踏まえまして、読み上げますと、「加えて、検討会においては、これらの観点のほかに、今般の改正が旅館業の施設における感染防止対策やカスタマーハラスメントへの対応として十分だったか、問題はなかったか等についても検証すべきとの意見があった」ということで追記しています。また、その下の29行目ですが、前回、永山構成員の御指摘があったことも踏まえまして、見直し検討の視点の一つとして、「旅館業の施設で働く者が安心して働ける場であること」と追記しております。

　取りまとめの本体は以上でございまして、その後の別添１が政省令事項でありますが、形式修正だけです。

　通しナンバーの17ページ、別添２で指針案を入れていますので、そちらを御覧いただきたいと思います。通しナンバーについては、少し太字で書いてあるページ番号でございます。別添２でありますが、まず、目次を映しております。これの39行目のところを御覧いただきたいと思いますが、前回、國分構成員代理から、指針においても特定感染症に共通する内容を記載しているということについて、目立つ場所で記載すべきであるという御指摘もいただきましたので、目次の下に記載したものでございます。また、これ以降、ページの下で、指針のページ番号が上に書かれて、取りまとめ全体に係る通しのページ番号が下に書かれていますが、下のほうに記載された通しページ番号で説明させていただきます。

　飛びまして、51ページ目を御覧いただきたいと思います。法５条に関する基本的事項等でございまして、これの17行目以降でもろもろの修正を入れております。ここは、掛江構成員から、前回検討会もしくはその検討会後も含めまして、泥酔客、酒に酔っている場合についての御指摘がありまして、追記しているところでございます。

　続いて、通しナンバーの56ページ目を御覧いただきたいと思います。26行目でありますが、マル１で障害者差別解消法との関係での留意点ということで記載しています。

　これの関係で、57ページ目の２行目を御覧いただきたいと思います。ここは、前回三浦構成員から御指摘いただいたことを踏まえまして、追記しているところでございます。少し読み上げますと、「営業者において、障害者に対する必要な配慮を検討することを目的として、宿泊予約の際に事前に障害について申告することを求めることは不当な差別的取扱いには当たらない」とした上で、その後ですが、「事前申告を行わなかった障害者が宿泊予定日に来訪した際、障害について事前申告しなかったことのみを理由として宿泊拒否をすることは、法第５条第１項に違反するほか、不当な差別的取扱いになる」ということで記載しております。

　続いて、65ページ目を御覧いただきたいと思います。ここは、相談窓口に関してるる書いているところの一つであります。６行目でありますが、米印を入れております。「厚生労働省において、旅館業の施設内に掲示できる相談窓口一覧の資料を用意しているため、必要に応じて施設内に掲示することが考えられる」としております。

　指針案については以上でございます。

　続いて、通しナンバーの66ページ目、別添３ということでフロー図を入れております。これは、今の指針案の表現に合わせて、赤字部分を修正しているものでございます。説明は割愛させていただきます。

　続いて、通しナンバーの67ページ目を御覧いただきたいと思います。別添４でありまして、様式のサンプルでございます。前回の議論を踏まえまして、冒頭で米印で記載していた内容をより目立つ箇所に移しまして、真ん中の辺りで記載しておりますが、「新型コロナウイルス感染症念頭に置いたサンプルであり、発生した特定感染症に応じて、具体的な項目等は変わることから、特定感染症の国内発生に際し改めてサンプルを示すため、下記サンプルをこのまま使用できないことに留意すること」としております。その下に、「確認事項」と記載して表を入れております。ここの中の質問の１、「特定感染症が疑われる以下の症状がある」という部分でありますが、前回の德田構成員の御指摘も踏まえまして、少し修正しているところでございます。

　また、68ページ目を御覧いただきたいと思いますが。上から４行目辺りから修正していますのは、前回の德田構成員の御指摘を踏まえまして、特定感染症の患者等との接触というその「接触」の言葉自体が曖昧ではないかということだったので、より具体化させているところでございます。

　続いて、通しナンバー69～72ページ目につきましては、今御説明した内容に準じて修正をしているものですので、説明は割愛させていただきたいと思います。

　続いて、通しナンバーの73ページ目を御覧いただきたいと思います。ここからは、別添５、障害者差別解消法衛生事業者向けガイドラインでございます。

　こちらについては、通しナンバーの126ページ目を御覧いただきたいと思いますが、１行目のところからです。この126ページ目は、旅館業に関する別冊でございまして、合理的配慮にあたり得る例ということで記載している部分でございます。ここは、掛江構成員などから、前回検討会やそれ以降に御指摘があったことを踏まえまして、１行目から５行目まで、追記しています。少し読み上げさせていただきますと、１行目でありますが、「ここに記載する事例はあくまで例示であり、あらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、以下の事例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意してください」と記載しています。また、その２行下のところでありますが、「具体的場面や状況によりその実施に伴う負担は異なり」と記載していますのは、前回の検討会で掛江構成員からレベル感に違いがあるということについて記載するようにという御指摘があったので、記載しています。また、そのすぐ下のところで、「事業規模や人員体制等によっては過重な負担となる可能性があるため」ということで、人員体制を追記していますが、これは前回の検討会で座長や永山構成員から御指摘いただいたことを踏まえて記載しているものであります。また、８行目から追記している部分でございますが、少し読み上げさせていただきますと、「合理的配慮の提供と建設的対話は基本的に一体不可分であり、建設的対話を通じて必要かつ合理的な範囲で柔軟に社会的障壁の除去を行うことが求められることに留意してください」と記載しております。ここは尾上構成員から御指摘いただいて追記しているものでありますが、旅館業の先ほど見ていただいた別添２の指針案の中でも同じような表現を入れているものをこちらでも記載したものでございます。

　続いて、通しナンバーの127ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらの16行目からでございます。ここは先ほどに引き続いてその合理的配慮に当たり得る配慮の例をるる書き並べているところでございますが、その中で、この16行目については、もともと17行目の辺りで消している部分でありますが、「朝食ハイキングを一緒に回り、料理を説明、器に盛る、席へ運ぶの援助すること」ということで記載していましたが、そこをもう少し一般的な表現として差し替えています。21行目のところでありますが、もともと「レストランにおいて偏食がある子」と書いていたのですが、ただ単に「偏食」とだけ書くとまた違ったニュアンスになってしまうというところもありますので、「発達障害のために」ということを記載したほか、もう少し一般的な表現に差し替えたところでございます。

　また、通しナンバーの128ページ目のところでございますが、この23行目を御覧いただきたいと思います。ここの記載を読み上げさせていただきますと、「車椅子利用者が、スタッフに施設内での移動やベッドへの移乗の際の一時的な手伝いをお願いしたところ、一律に、対応していないと断られた」ということで記載していまして、ここは前回検討会での掛江構成員や尾上構成員の御指摘を踏まえて修正しているものでございます。

　続いて、通しナンバーの141ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらは検討会の開催経過でございまして、それぞれの回でどの構成員から提出資料があったかということで、追記しております。前回検討会後に清水構成員から御指摘もありまして、各回でどの構成員が資料を出したかということが分かるように記載したものでございます。

　資料２の説明は、以上でございます。

　続いて、資料３を御覧いただきたいと思います。

　これは、前回お出ししたものを少しリバイスしたものでありまして、取りまとめや指針の概要について、それぞれ１枚ずつにまとめたもので、赤字部分が前回からの修正点でございます。修正している箇所については、先ほど資料の説明の中で説明させていただいたので、説明は割愛させていただきたいと思います。

　資料１～３の説明は、以上でございます。

○玉井座長　ありがとうございました。

　それでは、これから構成員の皆様に御意見をいただくのですが、その前に、櫻田構成員をすぐに退出しなければならないということでございますので、取りまとめ案に異議がないかどうかと併せて、この検討会を通じての御感想、今後の旅館業法の在り方等について、コメントがあれば、お願いしたいと思います。櫻田構成員、よろしくお願いいたします。

○櫻田構成員　ありがとうございます。

　まずは、これまでこの検討会において多くの議論を重ねてきた上で、この取りまとめ案ということでございますので、異議という点では申し上げることはないと思っています。

　これまで、様々な立場で構成員からも御発言がありましたし、それぞれ、患者団体の皆さんからもヒアリングを行いながら議論を重ねてまいりました。私どもといたしましては、その利用者と併せて、働く者の立場がしっかりと守られる、健康が守られるといったことが明確に記載されましたので、その点については、本当にありがたいと思いますし、評価させていただきたいと思っているところであります。

　これまでの議論の中では、今ある課題についても認識を合わせられた部分もあると思っております。お互いの立場も、理解をしながら、今後につなげるためのいい機会になったのではないかとも捉えているところであります。

　改めて、運営の面でお願いしたいと思っておりますのは、相談窓口がそれぞれに設置されるということでございますけれども、その際に、それぞれで御担当される方によってその対応に差が出ないようにお願い申し上げたいと思っております。

　今回のこの改正においては、感染症の対応ということから始まったことでありますけれども、カスタマーハラスメントということにもしっかりと触れていただいて盛り込まれたということが、この業界にとっても大変大きな意味があったのだと思っています。これまで、多くの働く者がこういったことで苦労してきました。業界としても大変課題だと捉えておったところでございますので、こういった点が盛り込まれたところは大変大きかったのだと思っています。これを機に、しっかりと社会的にもカスタマーハラスメント自体が認識されていくことになっていけば、利用する方も、働く者も、検討会のまとめでも記載がされたとおり、気持ちよく利用できる場ということになるのではないかと思っています。

　しっかりと社会的にも認識がされ、私どもの業界としてもこれを捉えて準備をしていくということでいけば、周知期間は、この後、長めに取っていく必要があるのではないかと思っています。事業者、働く者としては、研修をしっかりとして、対応ができるような環境を整えていくことが大変大事ですので、そのためにはできるだけ早く準備に取りかかることが必要だと思いますので、周知期間としてはしっかりと取っていただいた上で備えさせていただければと思っているところであります。

　また、フォローアップが、大変重要だと思っております。新たにこれが運用されていく中で課題になっていくものも出てくるかと思いますので、そういったことでは、見直しをある程度の期間でしっかりと繰り返し行っていくことで、よりよいものにできるのだと思っています。その点もお願いしておきたいと思います。

　これまで、事務局の皆さんにおかれましても、取りまとめには本当に大変御尽力いただいたと思っておりますし、構成員の皆さんから多くの御意見もいただいて、建設的な検討会だったと思っております。

　私からは、以上です。本当にありがとうございました。

○玉井座長　ありがとうございました。

　櫻田構成員からは、サービス産業事業者の立場からの御意見をいただきました。櫻田構成員には、一昨年から引き続き御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

　続きまして、櫻田構成員以外の皆様におかれましては、事務局から説明のありましたとおり、取りまとめ案については、事前に構成員の皆様方にも御確認いただいたものと理解しております。その上で、今御説明のあった取りまとめ案で、なお修正すべき点があるかどうかという点に絞って、お伺いしたいしたいのですが、いかがでしょうか。

　德田構成員、御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

○德田構成員　私自身も、大変いろいろな点を配慮したよい取りまとめ案ができたと評価しているのですけれども、改めて読み直してみて、１点だけ、気になるところがあったので、この点を申し上げたいと思います。

　資料２の通し番号で61ページ、いわゆる見え消し版に、宿泊拒否がされた場合、検査結果が判明するまでの間、待機していた場合、あるいは、特定感染症の患者であることが判明して消毒をした場合、こうした３つの場合についての費用負担の問題が書かれています。今回の取りまとめ案では、それぞれの宿泊契約によるという形になっているのです。つまり、宿泊契約によるということは、ホテル・旅館業者の方々が、この場合にはどういう形にするのかということを約款で決めておかれるということになるのかなと、ここを読んで理解したのですけれども。そうなったときに、自分自身、特定感染症の感染者であるということを知っていた、あるいは、そうかもしれないと思っていた方の場合には、それほど大きな問題にならないかもしれませんけれども、自分は全くそういう特定感染症の感染者ではないと思っていた方が、検査結果で患者になって、宿泊を拒否されるという場合、宿泊料をどうするのかという問題に関しては。トラブルが起こってくる可能性が高いのではないかと感じるのです。そうすると、こういう場合の費用負担、消毒に要した費用を、ホテル・旅館側が持たなければいけないのかという問題も併せて考えてみたときに、このような場合のその費用の負担の在り方については、一定の方向性を示しておいたほうがいいのではないかと私自身は考えています。その場合には、もちろん法的根拠にいろいろと問題が出てくる可能性はあるのですけれども、公費負担の問題等も検討する余地があると、この取りまとめ案の中に一つの意見として書き込んでいただくことはできないか。今頃になってこういう提案を申し上げるのは申し訳ないのですけれども、気になったので、その点についてお諮りいただければと思います。

○玉井座長　ありがとうございます。

　今、德田構成員から、費用負担の問題に関し、宿泊拒否の場合や施設側の消毒費用について、公費負担を盛り込めないかということですが、これについては、事務局、いかがでしょうか。

○竹中課長補佐　御発言をありがとうございます。

　今ほど御紹介いただいておりましたように、資料２、通しナンバー61ページ目の19行目でも記載しておりますように、旅館業法そのもので費用負担のことまで規定はしておらず、また、それはそれぞれの宿泊契約による話であるということでありますので、それ以上のことはなかなか言及は困難ではないかと考えております。先ほど、トラブルになるのではないかというお話もいただきましたが、そういったトラブルにならないように、事前に、宿泊契約もしくは約款などでその規定をして、よくその辺りも確認した上で契約をしていくということが考えられるのではないかと考えているところでございます。

　以上です。

○玉井座長　ありがとうございました。

　德田構成員、よろしゅうございますか。

○德田構成員　すみません。今の御説明は私なりには理解しがたいのですけれども、問題提起をする時期が遅過ぎましたので、これについては、こういう発言があったと議事録にとどめておいていただければと思います。

○玉井座長　ありがとうございます。

　引き続きまして、皆さんの御感想を後ほどお聞きするとしまして、取りまとめ案について、何か御意見がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

　ありがとうございました。

　それでは、改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会取りまとめ案に関して、修正の御意見をいただきましたが、いただいた御意見の反映につきましては、私と遠藤座長代理に御一任いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○玉井座長　ありがとうございます。

　それでは、事務局のほうで必要な対応をお願いしたいと思います。

　なお、本取りまとめについては、取りまとめた後に、事務局において公表していただくほか、先ほど事務局の説明にもあったように、パブリックコメント等を経て、政省令として公布されるほか、指針として公表される予定です。

　取りまとめ案については以上となりますが、今日の検討会は最後になりますので、本検討会を通じての御感想や今後の旅館業法の在り方等への御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。特に挙手ということはしませんので、順番にこちらから指名をさせていただきます。

　まず、ラインの方から、お願いしたいと思います。あいうえお順にいきましょう。阿部構成員、よろしくお願いいたします。大体お１人４分程度ぐらいでよろしくお願いいたします。

○阿部構成員　ありがとうございます。日本障害フォーラムの阿部でございます。

　感染症に対する抵抗力や予備体力が減少している障害者や患者にとって、今回の改正とそれに基づいた検討はとても大きな意義があることだと思いました。一方、宿泊拒否に関しては、多くの障害者団体や患者団体がとても大きな心配を抱いたことは、ヒアリングやその後の意見提出の内容によって、強く認識されたことと思います。加えまして、令和６年４月から障害者差別解消法の改正に基づく合理的配慮の義務化については、旅館・ホテルの営業者、従業者の方々も、御心配があるように感じたところです。このような背景の下に検討会が行われ、活発な意見交換が行われて、本日の取りまとめになりました。今回の取組に関しましては、関わった多くの方々に感謝を申し上げたいと思います。

　ただし、取りまとめられた文章は、とてもボリュームも多く、従業者の方々、障害者、患者の方々に分かりやすく伝わるためには、適切な研修ツールなどを基に、旅館・ホテルでのそれぞれの場面、それぞれのシーンごとに、しっかりと実践できるようにしていただきたいと思います。

　繰り返しになって申し訳ありませんけれども、これまでの検討に関わった方々への御礼を申し上げるとともに、研修ツールの作成などを通して、旅館・ホテルでの宿泊者、障害者、患者も含めて、気持ちよく宿泊し、旅館・ホテルの方々にも気持ちよく接遇していただきたいと思います。

　また、今後、フォローアップなどを通して、何かしらの課題が生じた場合には、今回と同じように、忌憚のない意見交換を基に、解決につながることを期待しております。

　今回は、どうもありがとうございます。以上です。

○玉井座長　阿部構成員、ありがとうございました。

　続きまして、石原構成員、よろしくお願いいたします。

　ミュートになっています。石原構成員、いらっしゃいますか。

　すみません。では、坂元構成員、よろしくお願いいたします。

○坂元構成員　人権教育啓発推進センターの坂元です。

　日程調整がうまくいかず、第１回目と第４回目の本日しか出席できず、大変申し訳ありませんでした。ただ、検討会の議論につきましては、厚労省の担当者から、その回ごとに説明をいただいており、進捗状況は把握しておりました。

　構成員の先生方と関連団体による意見の提出は、まさしく建設的対話と呼べるもので、そこで出された議論を踏まえて、この取りまとめでは全ての意見の調整がなされていると思いますので、特に異議はございません。

　冒頭、事務局から御説明がありましたけれども、障害者差別解消法との関係での留意点のところ、米印の部分なのですけれども、営業者において障害者に対する必要な配慮を検討することを目的として、宿泊予約の際に事前に障害について申告することを求めることは、不当な差別的取扱いに当たらないが、事前申告を行わなかった障害者が宿泊予定日に来訪した際、障害について事前申告しなかったのみを理由として宿泊拒否をすることは法第５条１項に違反するほか、不当な差別的取扱いになるという部分は、人権の観点からも、また、営業者の観点から見ても、非常にバランスの取れた内容になっているものであり、当検討会でのヒアリング等、その後の議論がなければ、成立しない結論であり、評価したいと思います。

　ただ、櫻田構成員からございましたように、フォローアップについては、非常に重要な点でございますので、ぜひ行っていただきたいと思います。

　改めて、構成員の先生方と関連団体の皆様の積極的な御貢献、玉井座長と遠藤座長代理の御努力に敬意を表したいと思います。

　私からは、以上です。

○玉井座長　ありがとうございました。

　続きまして、德田構成員、よろしくお願いいたします。

○德田構成員　ハンセン病訴訟弁護団の德田です。

　当初、この検討会に参加するに当たっては、非常に不安が大きかったと、率直に申し上げておきたいと思います。このことは第１回の検討会でも申し上げましたけれども、感染症関連団体の構成員が私１人だったということに由来するわけですけれども、検討会での議論に参加させていただいて、いろいろな形で配慮を深めていただけたということを強く感じています。そういう意味では、構成員の皆様、座長の先生、厚生労働省の担当者に感謝したいと思います。特にヒアリングを通して感染症団体の意向をかなり反映していただいて、こうした形での取りまとめになったことについては、本当に感謝をしたいと思いますし、評価しています。

　ただ、申し上げておきたいのは、この感染症に対する偏見・差別は社会の中にかなり深く定着してしまっているのです。したがって、ハンセン病の元患者であった方と一緒にお風呂に入ることに抵抗を感じる人は20～30％。一緒の施設を利用することについても10～20％の人たちが抵抗を感じるというアンケート結果が出ているのです。そうしたことを背景にしたときに、感染症であるということで宿泊拒否をされるという事例は、言わばほかの宿泊者との関係で、こうした今回の改正や見直し検討の過程を経てもなお起こり得る可能性が非常に大きいのではないかと、私自身、危惧しております。そういうことを防ぐ意味でも、今後のこの研修の中で、感染症に関する研修の機会をぜひとも増やしていただきたいと思いますし、私どももそうした形では全力で協力させていただきたいと思っています。

　もう１つ、今回、この検討会に参加して本当に大きな成果だったと思うのは、障害のある人たちの宿泊の問題に関して、障害者差別解消法の理解が非常に進んで、ホテル・旅館業界の方々と、阿部構成員や尾上構成員等の意見交換の場を通じて、非常に具体的で前向きな議論ができたことは大変大きな成果だったのではないかと思っております。

　いろいろと細かいことも申し上げましたけれども、ありがとうございました。

○玉井座長　ありがとうございました。

　続きまして、中澤構成員、よろしくお願いいたします。

○中澤構成員　神奈川県予防医学協会の中澤でございます。

　本日は、取りまとめられて、様々な立場の方々の御発言を多くの議論の上で取り入れていただいて、本当に事務局の御尽力に感謝したいと思っております。

　今後、現場での連携ということで、実際の現場で旅館業の方や宿泊される方々がつらい思いをしないように、研修や連携体制がしっかりと取れるように、適切に進められるように、国にも引き続き御支援いただきたいと考えております。

　一方で、今後発生するというか、今まで国内で発生していない感染症、新たな新興感染症が発生したときには、実際に起きてみないと分からないことがたくさんあるかと思います。その際には、必要な事務連絡や通知、また、情報提供などを各関係者の皆様に早急に送っていただけるようによろしくお願いしたいと思います。また、そういうときに、新たな経験や課題が出た場合には、必要であれば、議論や修正などを行うような、今回のようなこういう検討会のような機会を設けていただけるようによろしくお願いしたいと思います。

　私からは、以上です。どうもありがとうございました。

○玉井座長　どうもありがとうございました。

　続きまして、藤田構成員、よろしくお願いいたします。

○藤田構成員　ありがとうございます。全国保健所長会から、長崎県の藤田です。

　この検討会は、本当にたくさんの御意見が出ていた中で、このような形で取りまとめをしていただきまして、ありがとうございました。

　私から、全体を通じて、感想といいますか、所長会としても考えていることについて、お伝えしたいと思います。

　まず、１つ目なのですけれども、新型コロナの対応の中では、保健所の業務が逼迫したことによって、必要な情報が適切に伝わっていないことと、それに伴いまして、感染症への過剰な反応などが見受けられていました。感染症についての正しい理解を得るためにも、保健所は継続した取組や啓発をしていかないといけないなということを感じましたし、本日の德田構成員のお話を伺っても、やはりその必要が大きいんだということを感じました。

　２つ目ですけれども、特定感染症について今回は議論をしているのですけれども、こういった感染症はいつ発生するのか、また、国内での発生や流行がいつどのような形で出てくるのかというのは全く分からないので、それに向けての準備は非常に重要なものだと思っておりますので、感染症に関する研修ツールなども引き続き今後も検討していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

　最後なのですけれども、現在、都道府県等で感染症予防計画を策定しております。たくさんの御意見が出ていた感染者の入院施設等については、行政がきちんと責任を持って用意すべきだというお声をたくさんいただきましたけれども、この予防計画の中で、今、この感染症に係る入院施設、宿泊療養施設を確保するべく、取りまとめを行っているところです。この中で逼迫が生じることがないような準備を進めているところなのですが、これにつきましても、保健所も各自治体と協力をしながら進めていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

　私からは、以上です。

○玉井座長　ありがとうございました。

　続きまして、増田構成員、よろしくお願いいたします。

○増田構成員　全国消費生活相談員協会の増田でございます。このたびの報告書の取りまとめは本当に御苦労されたと思います。座長をはじめ、皆様の御尽力に感謝を申し上げたいと思います。

　コロナ禍で全ての人々が混乱いたしましたけれども、旅館業においても大変な御苦労があって、働く人の健康を守るという意味で、今回の旅館業法改正は必要なことだったと思っております。一方で、自由な運用をされる可能性がありますので、障害や病気のある方々の御心配について、改めてよく理解できました。様々な御意見をいただきまして、ありがとうございました。多くの団体に丁寧なヒアリングが行われ、できる限り取りまとめに反映できたのではないかと思っています。まだ不十分な部分もあるという考えもあると思いますので、今後は、信頼関係が構築されるよう、適切な運用をすることで、そうしたところをカバーすることが必要だと思っています。

　事業者の方々は、適切な運用をするための研修を継続して行っていただき、施設や対応についてできるだけホームページ等で情報発信をしていただきたいと思いますし、消費者のほうは、可能な範囲で必要な情報提供をすることで適切に運用されるということであると理解するということだと思います。そうしたことで、双方の信頼関係が構築されるのではないかと思っています。厚労省様としては、今回の政省令、指針を、事業者、消費者、地方自治体、また、他省庁に広く周知していただきたいと思っておりますし、消費生活センターにも相談が寄せられると思いますので、しっかりと研修につなげていただきたいと思います。

　私どもの団体としても、できるだけの協力をしていきます。今後、適切な運用がされて、事業者、消費者の双方が安心して利用できる環境になることを期待しております。ありがとうございました。

○玉井座長　どうもありがとうございました。

　それでは、尾上構成員、よろしくお願いいたします。

○尾上構成員　DPI、尾上です。

　この検討会に参加の機会をいただき、ありがとうございました。

　この旅館業法改正で、第５条１項３号が新設されたことにより、障害のある客への宿泊拒否がまかり通り、広がっていくのではないか、あるいは、合理的配慮を求めたら、宿泊を受け付けてもらえなくなるのではないかという不安を胸に参加をしたのが正直なところでございました。

　検討会では、多数の障害者団体からのヒアリングを実施していただいたこと、そのときに寄せられた事例などを受け止め、障害者差別解消法との整合性についてしっかりと書き込んでいただいて取りまとめ案がつくられたことに関して、座長をはじめ、検討会の構成員の皆さん、事務局の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

　特にこの取りまとめ案のP7のところに書いていますけれども、障害を理由とする宿泊拒否は少なからず発生していると見られるほか、合理的配慮の認知度や合理的配慮の提供の義務化の認知度、研修の実施率のデータから、障害者として障害の状況等を営業者に伝達した場合、宿泊拒否を含む不当な差別的取扱いを受けるのではないかと懸念することも考えられると、はっきりと現状認識を書いていただいたと思っています。もちろん熱心に取り組んでいただいている事業者もおられるということは理解をしていますが、残念ながらまだ一部というところだと思います。

　こうした現状を踏まえまして、次の８ページの真ん中ぐらいから書かれています通り、研修等をはじめ、事業者の行動変容のための取組をすることがここに書かれているわけですが、ぜひここに記載されていることをしっかりと取り組んでいただいて、行動変容が生まれることで、障害者が宿泊拒否されず、合理的配慮に関して安心して相談することができ、快適に泊まれるような環境をつくっていただきたいと思います。そのためにも、厚生労働省におかれましては、障害当事者が参画をした研修プログラムの作成・実施に向けて、事業者、当事者が参画して検討する場を設けていただきたいということをお願いします。また、国、都道府県では、万が一宿泊拒否があった場合に、泣き寝入りせずに済むよう、障害者にとって利用しやすいアクセシブルな相談体制をぜひともつくっていただきたいと思います。

　今回の取りまとめをスタート台にして、旅館・ホテル業界は、今後、障害者差別解消法の優等生と言われるような展開をしていただくことに期待したいですし、そのために私たち障害者もいろいろと協力をさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○玉井座長　ありがとうございました。

　すみません。私がまた失礼いたしました。オンラインの國分構成員の代理で玉川次長、よろしくお願いいたします。大変申し訳ございません。

○玉川次長　都道府県衛生部長会として國分が出席するはずでしたが、私のほうで代理出席ということが続きまして、大変申し訳ありません。改めておわび申し上げます。

　今回のこちらの検討会につきましては、私も国の検討会にはいろいろと出させていただきましたが、非常に率直な意見、具体的な部分、そして、互いが互いの立場を尊重しながら取り入れられるものという議論がなされた、非常に私としても勉強になる会でございました。私自身としましては、感染症法と旅館業法の両方を所管している者ではありますが、今回のコロナの局面におきましても、旅館業界の方々は非常に頭が下がる対応され、宿泊療養施設の提供など、医療を支え、地域を支えるかなりの役割を担ってこられたことに、改めてこの場を借りて感謝申し上げたいと思います。

　その上で、本日のお話の中でもありましたが、全ての課題がこの場の中で解決するものではないということを改めて認識しております。今回、德田構成員からもありましたような話の部分につきましては、残っている課題として、次の特定感染症の発生に向けてどのように整理をしていくかという課題の一つだったかと思います。国におかれましても、今回、健康・生活衛生局、感染症、旅館業法を所管するところが一つのセクションになりましたので、両方の観点で今後に向けた対応を準備いただくようお願いいたします。

　その上で、今度は我々の都道府県側ですが、今回の皆様とこの場で議論いただいた部分を踏まえて、具体的な運用で現場が困らないようにつなげていく役割を担うことになるかと思います。大変お手数をおかけしますが、我々も対応していきたいと思いますので、厚生労働省の皆様におかれましては、早めの都道府県への説明会を改めてもう一度開催していただきまして、各都道府県、中核市の担当の方が、現場でより適切な運用ができるよう、支援いただければと思います。

　取りまとめに当たった皆様、本当にどうもありがとうございました。

○玉井座長　どうもありがとうございました。

　続きまして、三浦構成員、よろしくお願いいたします。

○三浦構成員　感想です。

　まず、第１点、厚生労働省の事務局たちが、朝から夜遅くまで実によく働いて、極めて短時間で文書を取りまとめていただいたということに感謝を申し上げたいと思います。他方、働き方改革を担う役所にこんなに仕事好きの人たちが集まっていて、果たしてできるのだろうかと不安に思いました。

　感想の第２点目は、黒川温泉の宿泊拒否事件は、当然知識としては知っていたわけですが、正直に言って、約20年もたっているにもかかわらず、これほど障害者団体の宿泊業界に対する警戒心が強いことに驚きました。今後、宿泊業界はこういった意見を各現場に下ろしていって対応する必要があるだろうと思います。

　最後に、今後の旅館業法上の問題点なのですが、先ほど德田構成員が指摘したことに尽きるのではないかと思います。つまり、一般宿泊者の差別意識が問題として残っていると思います。今でも、一般宿泊者の中には、単に障害のある方が一緒に宿泊施設にいるということだけでクレームを言ってくる方が、実際におられるのですよ。そういったときに、旅館・ホテル側の担当者としては、板挟みになってしまう。当然、そこで本来ならば「あなたが言っていることは差別だ」という言うべきなのでしょうが、そう言ってしまえば多分大げんかになってしまうということもあって、担当者はシュリンクしてしまう。場合によっては、そのシュリンクの仕方で、障害者の方にとっては、その対応自体が差別に当たると言われるような対応もやらざるを得ない部分があるのですね。そういった一般宿泊者の啓蒙という部分を今後どうやっていくかという問題点が残っているのではないかと思います。

　以上です。

○玉井座長　ありがとうございました。

　続きまして、永山構成員、よろしくお願いいたします。

○永山構成員　日本旅館協会、永山でございます。

　このたびは、構成員として加えていただきまして、また、発言の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

　我々が今回旅館業法の改正に声を上げさせていただいた趣旨も、本当に何遍も申し上げさせていただいて恐縮ではございますけれども、我々の業界で働く人間、ほかのお客様を感染症から守りたいといった一心でありましたところ、他の業界、旅客業界や医療業界にも同じく利用拒否を制限する法律とかはあるものの、実際の運用としては事業者の権限や運用に我々の業界とかなりの差があるといったことから、問題提起をさせていただいたと。そういうところはぜひお許しいただきたいと思っております。

　一方で、パンデミックの期間中は、医療機関も逼迫している、そうかといって、自宅であったり、職場であったり、そちらに帰ること、通勤することもためらわれるといった方々の言わば逃げ道として我々宿泊業界が使われてしまったといったところも、SARSの頃から全く変わっていない関係が残っているなということから、この辺りも問題提起をさせていただいたつもりでございます。

　一方で、障害者団体の方々から、ヒアリングは全て聞かせていただいて、我々に対して、まだ強い疑念や御不安を持たれているということも改めて知ることができました。そういった中で、我々も取組についてもっと広くお伝えしなければいけないといったことも感じさせていただきました。我々にとって、障害者の方も、大切なお客様であり、また、大切な従業員の一部を成していらっしゃる方々であるといった立場もぜひ御理解いただきたいと思っております。

　今後、この施行後、数年の間に新たなパンデミックが起こることを決して望んでいるわけではございませんけれども、新しい局面でこの法律がどのように運用されるのか、その中で我々の中でもしっかりと事例収集を行わせていただいて今後の運用に対してまた御意見を述べさせていただける場があれば、その辺りもお伝えさせていただきたいということを最後にお伝えさせていただいて、これまでの御礼を含めて、意見とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○玉井座長　ありがとうございました。

　それでは、オンラインの釜萢構成員、御意見をよろしくお願いいたします。

○釜萢構成員　ありがとうございます。

　今回のこの検討会に参加をさせていただいて、宿泊の機会を提供なさる旅館業の方々、また、宿泊する立場の方々から、様々な御意見が出ました。コロナというこれまでに経験のなかった新たな感染症の大流行を機に、いろいろな課題がまた明らかになってきたという中で、今回の検討がなされたわけであります。その中で、まず、いろいろな御意見をしっかりと発言あるいは表明できる場をこのように設定された事務局に対して、敬意と感謝を申し上げます。

　議論も随分深まり、いろいろな課題も抽出されてきましたけれども、まだ現実にはいろいろな難しい問題が山積していることも明らかになりました。その中で、それぞれの立場でいろいろな工夫をしながら、よりよい社会の実現を目指すことが極めて大事だなと、また改めて痛感した次第です。

　一方、国民の多くの皆さんが、これらの様々な課題を必ずしも自分のこととしてしっかりと深く考えて受け止めていただいているかどうかというと、なかなかそうではないようにも感じます。この現場におけるいろいろな課題については、いろいろな機会を捉えて、国民の皆さんにしっかりとお伝えして、国民の皆さんの支持と支援を得ながら、適切な方向に持っていく、目指していくということが、極めて大事だなと感じました。

　参加させていただきまして、ありがとうございました。以上でございます。

○玉井座長　どうもありがとうございました。

　続きまして、清水構成員、よろしくお願いいたします。

○清水構成員　全日本ホテル連盟の清水でございます。

　まずもって、この会を大変御苦労いただきながらまとめていただいた、玉井先生をはじめ、事務局の皆さん方に、感謝を申し上げたいと思います。

　私からは、４点、申し上げたいことがございます。

　まず最初に、消毒費用等をどうするのか。私は、第１回のこの検討会の中で、私どもの会の中で、熱のある方をどうしても断れなくて受け入れてしまった場合に、消毒費用が多大にかかったということについて、越智さんからも国で出すべきではないかという御意見もいただきましたけれども、先ほども御説明がありましたように、宿泊約款にうたうという方針で、そういった方向を示していただいたことはよかったと思っています。

　第２点目として、障害者団体の方々から大変いろいろな御意見をいただきまして、私ども、当連盟は、ビジネスホテルを中心としているものですから、ユニットバスなのですね。そうすると、車椅子等ではなかなか入りにくい。段差もありますし、幅も狭い。朝食などでも、バイキングが多いということで、なかなか対応したくてもし得ないといったところが多々あります。事前に電話等で「これはどうなっていますか」と聞いてくださることについても御理解いただけたことは、大変よかったのではないかと思います。

　第３点目として、前回の検討会の中で申し上げたことですけれども、旅館業法第５条第３項の宿泊施設に余裕がないときには断れるとなっていることがどうなっているのかと。これはそのままで直していくところはないということで、御説明いただきました。これも、我々は心配しておりまして、無理してでも取らなければいけないのかと。そもそもこの検討会は、我々、コロナ禍で大変な目に遭ったホテルの従業員を守るための検討会であったと思っていましたので、このままで認めていただけたということで、ありがたかったと思っております。

　最後、第４点目ですけれども。３年後にこの旅館業法の見直しがあると伺っております。その際には、２つあるのですけれども、まず、第１点として、この「旅館業法」という名前はぜひ「宿泊業法」に変えていただきたい。実は、私どもホテル業界では「我々は旅館ではないぞ」といった意識が結構強いものがありまして、ぜひ十把一絡げではなくてそれぞれの共通項でおっしゃっていただきたいと思います。私は最初にも申し上げたのですけれども、アメリカの法律では、連邦法ではないのですけれども、州法としてパブリックアコモデーション法がありまして、公共施設については、宿泊の業者はそれぞれ断ることができるとなっています。ただし、人種、しゃべる言語、障害者等を断ってはならないという順番になっています。そういう禁止で始まるような条例を次回にぜひ御検討いただきたいということで、議事録に載せていただきたいということをお願いして、私の発言を終わります。

　ありがとうございました。

○玉井座長　ありがとうございました。

　それでは、亀岡構成員、よろしくお願いいたします。

○亀岡構成員　全旅連の亀岡でございます。

　まずは、このような検討会の場で発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

　全旅連として、相談窓口の役割を担わせていただくことになりました。我々、１万5000施設の組合員の方がいらっしゃるわけですが、それ以外の宿泊施設の方にも、それぞれ構成員の方からも御発言がありましたが、濃淡のないように、しっかりと対応いただけるように、準備を進めていきたいと思っております。

　一方で、この宿泊・観光産業は国の成長戦略の柱だとか、暖かいメッセージをいただいている中で、今、非常に関心も高くカスタマーハラスメントの話も報道に出ておるかと思います。若い従業員の方、特に女性の方が、厳しい対応を迫られておられて、憧れて宿泊業界や観光業界に入ってきたのに、残念ながら、そういったことがあって仕事を辞めてしまわれるあるいは病んでしまって職を離れるみたいなケースも実際にありますので、この改正旅館業法で、感染症対策というところも大事かと思うのですが、ぜひ政府としてもカスハラ対策ができるのだということを強く打ち出してほしいと思っております。

　施行まで大変時間のない中で大変かとは思うのですが、しっかりとそういった周知を行っていただきたいと思います。我々としても、本検討会を通じて、しっかりと研修等をして、会員の施設の皆様に合理的配慮等の理解を進めていただかないといけないということを内部でも共有しております。お客様が来られたときには、いい旅になったなと、そういった思い出づくりのために、しっかりと我々も取り組んでいきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

　大変時間がない中で取りまとめは大変だったかと思いますが、事務局の皆様に敬意を表しまして、感想としたいと思います。ありがとうございました。

○玉井座長　ありがとうございました。

　それでは、掛江構成員、よろしくお願いいたします。

○掛江構成員　日本ホテル協会の掛江でございます。

　まずもって、難しい取りまとめをしていただきました玉井座長、厚労省の事務方の皆さんに、深く感謝を申し上げたいと存じます。

　感染防止、カスタマーハラスメントを防止するためのルールをつくっていただきましたので、私どもとしては、これを生かして、スタッフが安心して働けて、お客様に安心してお泊まりいただけるホテルを目指していきたいと思います。

　12月の施行まで大変時間がない中でございますので、指針等の周知が大事でございます。私どもも、一生懸命やりたいと思います。また、研修もしっかりやらないといけないということで、周知・研修について、ぜひ、厚労省をはじめ、関係の皆さんの御支援を引き続き賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

　今後の旅館業法についてという問いかけがございましたので、今回の検討会のスコープからは外れておりますけれども、私どもとしては、例えば、フロントでの本人確認のルール等、旅館業法に基づくルールによって、業務の効率化がなかなか進まない、阻害されているという面があることを問題視しております。この場とはまた別の形で、引き続き、厚労省をはじめ、皆様方といろいろと議論をさせていただければありがたいと思います。

　ありがとうございました。

○玉井座長　ありがとうございました。

　それでは、越智構成員、よろしくお願いいたします。

○越智構成員　越智でございます。

まず、取りまとめ、大変御苦労さまでした。皆さんのおっしゃるとおりだと思います。

　今回決めたいろいろなルールが、カスハラの対応、感染症の対応等について、いろいろと現場で困ったようなトラブルを聞いていましたが、それらの解決になるのだろうと、非常にありがたく思っています。

　障害者の団体の皆さんの率直な意見を聴かせていただいて、非常に大変勉強になりました。もう少し改善されていると思っていましたけれども、まだ足りていないということを今回は勉強させていただきました。こういう対応を進めることによって、障害者の皆様が安心して泊まれるということは、日本だけではなくて世界のお客様を受け入れることができることにつながる、という御意見もいただきました。確かにそうだなと思います。東京パラリンピックがいま一つ大きな開催ができなかったので、十分施設の改善なども進まなかったのですけれども、そういう取り組みを積極的にされたホテルが非常に好評だと聞いています。

　2025年11月25日から、デフリンピックが東京で開催されます。聴覚障害の皆さんの世界大会です。世界80か国から3,000人ぐらいの選手が来て、関係者を含めると相当な数が集まり、日本がまた注目されると思います。聴覚障害に限られてしまいますが、ここでしっかりとした取組をしておくと、日本の評判がさらによくなって、インバウンドのネタとしても非常にいいきっかけにもなると思います。是非いい例がうまく成功例として広がっていくようにして頂きたい。あれも駄目、これも駄目ということばかりだと、後ろ向きになってしまうので、いい例を広げていければと考えました。

　以上、感想です。

○玉井座長　ありがとうございました。

　それでは、座長代理をしていただきました遠藤構成員、よろしくお願いいたします。

○遠藤座長代理　遠藤です。

　玉井座長とともに、法改正の前の検討会から始まりまして、足かけ３年ですかね。法改正の審議もいろいろな要因で国会の審議がなかなかできなくて、私どもとしてもはらはらしていたのですが、その国会の審議も終えて、今回の新たな施行に向けた検討会が開催された次第であります。

　今回の検討会の冒頭でも申し上げましたけれども、法改正の前の検討会で総論的な議論をされて、その結論に基づいて、私としては、国会での審議がなされたのかなと考えております。そして、この検討会で、国会でいろいろと検討された議論に基づいて、今度は具体的に反映するという形で、その政省令を中心に検討がなされました。德田構成員がおっしゃったように、非常に具体的かつ前向きな議論ができて、恐らく国会で審議された内容がさらに深く具体的になされたものかと思っております。本当に法改正の意味があったものかと理解しております。本当に事務局の貢献によってこうした形で取りまとめたわけでありますが、既にほかの構成員からもお話がありましたし、毎回私は申し上げておりますが、まだフォローアップは完全なものではないと思いますし、時とともにいろいろな問題も出てきますから、ぜひフォローアップをきちんとしていくように、厚労省にもお願いしたいと思います。

　本当にお疲れさまでございました。

○玉井座長　ありがとうございました。

　座長として最後の締めをしなくてはいけないのですが、皆様方から具体的なお話が出ましたので、私は、一般論的に、まとめさせていただきたいと思います。

　今、遠藤構成員からお話がありましたように、本検討会は、一昨年、令和３年８月27日が第１回の検討会でございました。それから６回の検討を経て、答申案を作成し、国会に提出したという形でございます。それから、いろいろな事情があり、本年７月にこの検討会が始まりました。３回のヒアリングを経て、今日、このように取りまとめ案がまとめられましたのは、構成員の皆様方の真摯な御意見、御議論の賜物だと、本当に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

　ここからは一般論でありますが、皆様、よく御存じのマザー・テレサの言葉に、愛情の反対は無関心という概念が語られております。本検討会の本質は、関係者がお互いによく相手を知ることが一番重要な視点ではなかったかと思います。そのためには、拍手は片手ではできません。そういうことも含めて、お互いを知るという努力をどのようにしていくか、そのための議論をずっと重ねてきたわけでございますが、今後は、議論の中でも出ましたけれども、よきコミュニケーション構築をするためにどうしたらいいか、お互いを知るための手段をどうやって考えていくのかということが必要になって来ます。そのためには、学習、研修、それぞれの立場で努力をしていくということが必要だと思います。

　最後になりましたが、先ほど三浦構成員からもお話が出ましたが、大坪局長をはじめとする関係部署のスタッフの皆様方には、昼夜を問わず、この膨大な資料をまとめていただきました。それも短時間にまとめていただいたことに、本当に心から感謝を申し上げます。構成員、また、各関係団体を代表して、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

　それでは、ここで、大坪局長健康・生活衛生局長より、一言、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大坪局長　座ったままで、失礼いたします。健康・生活衛生局長の大坪でございます。

　本年７月以降、２か月半という大変短い中で、３回のヒアリングと４回の検討会、御意見、御示唆をいただきまして、本日、このように取りまとめをいただきましたことに、まず、心から感謝を申し上げたいと思います。

　私自身は、９月１日の省内の組織改編によりまして、９月５日の第２回から参加をさせていただいております。ただ、本当に様々な視点から深い御知見をいただいて、私自身も大変勉強になりましたし、とてもよいお取りまとめをいただいたと思っておりまして、玉井座長をはじめ、皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

　いろいろな会議体を厚生労働省で主催して担当したこともございますが、こんなに温かく、バトルにもならず、事務局を褒めていただく会議体は本当に初めてのような気がいたします。とてもいいお取りまとめで、座長のお力、皆様のお力だと思っております。また、私自身も、この生活衛生課は、９月１日以降、初めて担当させていただいておりますけれど、立て板に水のようにしゃべる竹中補佐、また、うちの諏訪生活衛生課長以下、皆様、本当によく仕事をしていただき、こういった文書も素早くまとめていただいていることに、こんなことを言ってはいけないのですけれども、手前みそですけれども、事務局に本当にいつも感謝をしておりまして、褒めていただいて、労いの言葉をいただいたこと、とてもうれしく思っております。

　本日のお取りまとめの案をいただいて、今後は、事務的なプロセスを経て、パブコメ等を経まして、政省令と指針を策定してまいりたいと思っております。

　今日、先生方からもお話しいただきましたように、まだこれは先生方から御助言をいただきながら育てていかなければいけない制度だと思っておりますので、引き続きの御指導、御助言をどうぞよろしくお願いいたします。

　本日まで、どうもありがとうございました。

○玉井座長　どうもありがとうございました。

　先ほど、私の話の中で、第１回、最初の検討会から６回と申し上げたのですが、実は昨年に７回目をやっておりますので、合計は７回ということだそうです。失礼いたしました。分かってはいたのですけれどもね。

　ありがとうございます。

　それでは、本日の議事は以上となります。

　事務局から、連絡事項等がございましたら、お願いいたします。

○小野課長補佐　本日は、取りまとめていただき、ありがとうございました。

　本日の議事録は、原稿ができ次第、各構成員に送付、確認いただいた上で、厚生労働省ホームページに公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

○玉井座長　ありがとうございました。

　以上をもちまして、第４回「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」を終了いたします。

　構成員の皆様方には、長期間にわたり、お忙しい中、本当にありがとうございました。